(二)　(一)の集会において、議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する団地建物所有者等が出席し、出席した団地建物所有者等の議決権の四分の三以上の多数による承認の決議を得たときは、滅失した建物のうち特定の建物（以下「特定滅失建物」という。）が所在していた土地等に建物を再建すること、滅失した建物以外の特定の建物(二)において「特定建物」という。）を建て替えること並びに特定滅失建物の再建及び特定建物の建替えをすることができることとした。（第八一条第一項、第八二条第一項及び第八三条第一項関係）

(三)　第七〇条第一項本文に規定する場合において、団地内の全部又は一部の建物が滅失したときは、(一)の集会において、団地内建物の団地建物所有者等（議決権を有しないものを除く。(三)において同じ。）及び議決権の各五分の四以上の多数で、一括建替え等決議をすることができ、団地内の全部の建物が滅失したときは、(一)の集会において、団地内建物の団地建物所有者等及び議決権の各五分の四以上の多数で、一括敷地売却決議をすることができることとし、かつ、当該集会において、当該団地内建物のうちいずれか一以上の建物につき、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該(1)又は(2)に定める者がその一括建替え等決議又は一括敷地売却決議に反対したときは、この限りでないこととした。（第八四条第一項及び第八五条第一項関係）

(1)　当該建物が滅失した建物である場合　議決権の三分の一を超える議決権を有する者

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　区分所有者（議決権を有しないものを除く。）の三分の一を超える者又は議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者

二　被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部改正関係

1　大規模な火災、震災その他の災害で政令で定めるものにより区分所有建物が滅失した場合には、当該政令で定める期間に限り、一の10の(二)の規定の適用については、「五分の四」とあるのは、「三分の二」とすることとした。（第二条関係）

2　1の政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第六二条第一項及び一の8の(二)の(1)の規定の適用については、これらの規定中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とすること等とした。（第五条第二項関係）

3　団地内の建物が大規模一部滅失をした場合における措置

(一)　1の政令で定める災害により団地内の特定建物が大規模一部滅失をした場合における建替え承認決議に関する特例を設けることとした。（第七条関係）

(二)　1の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、一の9の(二)の(1)及び(2)の規定の適用については、これらの規定中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とすること等とした。（第八条関係）

4　団地内の建物が滅失した場合等における措置

(一)　団地内の特定滅失建物が1の政令で定める災害により滅失したものである場合等における再建承認決議等に関する特例を設けることとした。（第九条関係）

(二)　1の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が滅失し、又は大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、一の11の(三)の規定の適用については、当該規定中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とすることとした。（第一〇条関係）

三　マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正関係

1　題名を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　マンションの建替え等に関する助言、指導等

(一)　都道府県等は、マンションの区分所有者に対し、マンションの建替え等の実施の円滑化を図るために必要な助言及び指導をすることができることとした。（第四条の二第一項関係）

(二)　都道府県知事等は、マンションが著しく保安上危険となるおそれがある等と認めるときは、マンション建替等円滑化指針に即し、当該マンションの区分所有者に対し、マンションの建替え等を実施すべきことを勧告することができることとした。（第四条の二第二項関係）

(三)　都道府県知事等は、(二)の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けたマンションの区分所有者に対し、マンションの建替え等の実施について特別の知識経験を有する者のあっせん等を行うよう努めなければならないこととした。（第四条の二第三項関係）

(四)　都道府県知事等は、(二)の規定による勧告を受けたマンションの区分所有者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第四条の二第四項関係）

(五)　都道府県知事等は、(一)又は(二)の規定の施行に必要な限度で、その保有するマンションの区分所有者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができることとし、(一)又は(二)の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、マンションの区分所有者に関する情報の提供を求めることができることとした。（第四条の二第五項及び第六項関係）

(六)　都道府県知事等は、(一)又は(二)の規定の施行に必要な限度において、マンションの区分所有者に対し、当該マンションの状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション等に立ち入り、当該マンション等を検査させることができること等とした。（第四条の二第七項関係）

3　マンション再生事業

(一)　マンション再生事業の施行

(1)　マンション建替組合をマンション再生組合に改め、マンション再生組合（3において「組合」という。）は、マンション再生事業を施行することができることとした。（第五条第一項関係）

(2)　マンションの区分所有者等又は滅失したマンションに係るマンションの敷地であった土地の敷地共有持分等（マンションの一の専有部分を所有するための敷地利用権に係るものに限る。以下同じ。）を有する者等は、一人で、又は数人共同して、マンション再生事業を施行することができることとした。（第五条第二項関係）

(二)　マンション再生組合

(1)　再生合意者は、再生決議マンション等ごとに、五人以上共同して、定款等を定め、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができることとし、この場合、認可を申請しようとする再生合意者は、(2)の規定等により、集会を開き、当該集会において、再生合意者の過半数の者であって議決権の過半数を有するものが出席し、出席した再生合意者及びその議決権の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならないこととした。（第九条第一項及び第二項関係）

(2)　再生合意者の五分の一以上の者であって議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができることとした。（第九条の二関係）

(3)　組合は、(1)の認可の公告の日から二月以内に、建替え等に参加しない旨を回答した区分所有者又は敷地共有持分等を有する者等に対し、区分所有権等を時価で売り渡すべきことを請求することができることとした。（第一五条第一項関係）

(4)　組合は、専有部分の賃借人等に対し、賃貸借の終了等を請求することができることとした。（第一五条の二～第一五条の四関係）

(5)　再生前マンションについて、一の8の(一)の(1)の規定により読み替えて適用される区分所有法第六二条第一項の規定によりされた建替え決議等があった場合におお